

名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業のうち次の各号に掲げる事業を行う事業所（以下「第 1 号事業所」という。）の指定の申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 予防専門型訪問サービス
- (2) 生活支援型訪問サービス
- (3) 予防専門型通所サービス
- (4) ミニデイ型通所サービス
- (5) 運動型通所サービス

(指定の申請等)

第 2 条 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定による指定に関する申請は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和 5 年厚生労働省告示 331 号。以下「告示」という。）別紙様式第三号（四）に市長が定める書類を添付して行うものとする。

- 2 市長は、法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定に基づき、要領に定める事業種別ごとの人員、設備及び運営に関する基準を満たしている事業者を指定する。
- 3 市長は、前項の規定による指定をしたときは、名古屋市指定居宅サービス事業所等の指定の通知等に関する要綱（以下「通知要綱」という。）に定める指定通知書（第 1 号様式）により通知するものとする。
- 4 第 2 項の規定により指定を受けた者（以下「指定第 1 号事業者」という。）が、第 1 号事業支給費の給付を受けるための申請は、厚生労働省老健局長が定める様式に市長が定める書類を添付して行うものとする。

(変更の届出)

第 3 条 指定第 1 号事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他事業種別ごとに次に定める事項に変更があったときは、10 日以内に告示別紙様式第三号（一）に市長が定める書類を添付して市長に届け出なければならない。

(1) 予防専門型訪問サービス

- ア 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- イ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ウ 事業所の平面図
- エ 利用者の推定数
- オ 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

カ 運営規程

(2) 生活支援型訪問サービス

- ア 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- イ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ウ 事業所の平面図
- エ 利用者の推定数
- オ 事業所の管理者及び訪問事業責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- カ 運営規程

(3) 予防専門型通所サービス

- ア 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- イ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ウ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- エ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- オ 運営規程

(4) ミニデイ型通所サービス

- ア 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- イ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
（ただし、申請者が法人格を有しない個人であるときは、住民票の写し。）
- ウ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- エ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- オ 運営規程

(5) 運動型通所サービス

- ア 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- イ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
（ただし、申請者が法人格を有しない個人であるときは、住民票の写し。）
- ウ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- エ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所（削除）
- オ 運営規程

(指定の更新)

第 4 条 法第 115 条の 45 の 6 に規定する指定の更新の申請は、第 1 号事業所ごとに告示別紙第三号（五）に市長が定める書類を添付して行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指定の更新をしたときは、通知要綱に定める指定更新通知書（第 5 号様式）により行うものとする。

（廃止又は休止の届出）

第 5 条 指定第 1 号事業者は、第 1 号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 か月前までに告示別紙様式第三号（三）に市長が定める書類を添付して市長に届け出なければならない。

- 2 指定第 1 号事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日における利用者であって当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者に対し必要なサービスが継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者等、他の指定第 1 号事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

- 3 予防専門型訪問サービス又は予防専門型通所サービスの事業を行う事業所について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定（当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援に係るものに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）に係るものに限る。）を受けている者であって、当該事業所に係る法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の申請に係る法第 115 条の 45 の 3 第 1 項本文の指定を受けたものから、児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定通所支援の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について同法第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき又は障害者総合支援法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について障害者総合支援法第 46 条第 2 項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったときは、当該指定に係る指定居宅サービスの事業について、第 1 項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったものとみなす。

（再開の届出）

第 6 条 指定第 1 号事業者は、休止した当該第 1 号事業を再開したときは、10 日以内にその旨を告示別紙様式第三号（二）に市長が定める書類を添付して市長に届け出なければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱」（平成 28 年 6 月 1 日制定）は令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に廃止前の「名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指

定事業者の指定の申請等に関する要綱」(以下「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、この要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定による様式を用いて指定申請等の手続きを行っている場合は、この要綱の規定にかかわらず旧要綱の規定による様式を使用することができる。